

KCAA京都オートオークション規約

第1章 総則

第1条 名称

京都オートオークション株式会社(以下KCAA京都)とする。

第2条 目的

KCAA京都はオークションを開催する事により売手、買手の中古車取引の仲介を行う事をもって中古車流通の促進及び業界発展の一助となる事を目的とする。

第3条 オークションの方法

KCAA京都における出品、成約等のすべての取引はポス&コンピュータシステム方式によって処理されるものとし、参加者はこのシステムによるすべての結果を遵守しなければならない。

第4条 落札価格

落札価格はセリ最終価格とします。但し最低希望価格に達しない時は落札を認めない場合がある。

第5条 個人情報の保護

KCAA京都はオークションの運営、管理に際して会員の個人情報並びに企業情報を取得する場合、本規約・運営規定で定めたKCAA京都の実施に必要な範囲で利用する旨の利用目的を明示する。

第2章 会員登録

第1条 参加資格

下記の要領を満たし、KCAA京都と会員登録を締結した者とする。

- ① 中古自動車取り扱い古物許可証を所持する中古車事業者である事。
- ② 常設の営業所を有し現に営業活動を行っている事。
- ③ KCAA京都の会員カード及びIDカード所有者である事。
- ④ KCAA京都が認めた場合以外、代理人及び第三者の参加・入場はできない。

第2条 入会申請及び会員登録

- ① KCAA京都事務局が要請する必要書類及び写真を提出する事。
- ② 原則として2名の連帯保証人を必要とする。
- ③ KCAA京都は参加資格を有する者を入会基準により審査し、登録の可否を決定する。

第3条 会員カード

- ① KCAA京都は所定の入会金を支払い、登録契約を締結した会員に会員カードを交付する。
- ② 会員はKCAA京都に参加する場合、会員カード及びIDカードを携行し入場時に受付手続きを完了したカードのみ応札権限を有するものとする。
- ③ 会員カードの取り扱いに際し、発生したすべての結果責任をカード名義人が負う。
- ④ 会員カードを第三者に譲渡及び貸与する事を禁止する。

⑤ 会員資格が喪失した場合直ちにKCAA京都に会員カードを返却しなければならない。

第4条 会員カードの紛失

会員カードを紛失した会員はKCAA京都に対して、別途定める損害金を支払わなければなりません。又これによって生じる一切の責任を負担しなければならない。

第5条 連帯保証人

連帯保証人はこの契約に基づき、会員がKCAA京都に対して負担する債務を会員と連帯して履行する責任を負うものとする。

第6条 会員登録内容の変更

会員は既に提出済KCAA京都参加申請書の内容に変更等が生じた場合、直ちに変更内容を届出なければならない。

第7条 会員登録の抹消

会員が任意に会員登録を解除し退会する場合はKCAA京都に対する債務及びAA運営上の義務を全て精算・履行し、退会手続きを行わなければならない。

第3章 会員の権利義務

第1条 会員の権利

- ① 会員はオークションに対し、車輛を出品し又落札する事ができる。
- ② 会員はKCAA京都が会員に提供するサービスを利用する事ができる。

第2条 会員の義務

会員は本規約及びKCAA京都が別に定めるオークション運用規定を遵守しなければならない。

第3条 会員権利の制限

KCAA京都は各会員に対し取引条件及び取引額(与信額)の制限を設ける事ができる。

第4条 禁止行為

オークション参加者はオークションに於いて以下に定める行為を禁止する。

- ① 出品車輛をオークションによらず、売手・買手双方の談合によって取引する事。
- ② オークション開催中に調整室・後商談室・事務局に許可無く立ち入る事。
- ③ 悪質なクレーム申し立て、事務局の裁定に従わない事。
- ④ 会場内での放吟・暴言・暴行等の秩序を乱す行為及び品位を損なう行為。
- ⑤ 会員カードを第三者に譲渡及び貸与する事。

第5条 罰則

KCAA京都は参加会員が第2章・第3章・第4章に違反した時は、当該会員に対して下記の罰則を課す事ができる。

- ① 退場
- ② 売買契約の解除
- ③ 入場停止
- ④ 除名(会員登録の解除)

第6条 会員資格の喪失(抹消)

会員が下記の項目に該当した時、KCAA京都は会員資格を抹消できる。

- ① 会員が破産、和議、会社更生等の法的精算処理の申し立てを受けた、又は申し立てを行った時。
- ② 会員が銀行取引停止処分を受けた時。
- ③ 会員の連帯保証人がその地位を辞した時。
- ④ 会員が本規約を遵守せず違反行為を行った場合。
- ⑤ その他KCAA京都の会員としてふさわしくない行為等により会員資格条件が喪失したとKCAA京都が判断した場合。

第4章 出品

第1条 出品店の申告義務

会員はKCAA京都へ車輛を出品する際、当該車輛の品質及び瑕疵等を誠実に申告しなければならない。

第2条 出品申請書(出品票)

会員はKCAA京都へ車輛を出品する際、当該車輛の仕様を定められた様式に従い正確に記入しなければならない。虚偽記載や誤解を招く記載等については全て出品店の責任とする。申告漏れ・誤記入(未記入)についても同様の責任を出品会員が負うものとする。

第3条 出品申込書の記入

- ① 出品店は出品申込書に前項第2条に定めた事項を含めて必要事項を漏れなく、かつ正確に記載しなければならない。尚、虚偽記入・誤記入・記入漏れ・紛らわしい記入があった場合は全て出品店の責任に帰するものとする。
- ② 出品店は出品車輛の走行距離数の記入に当たっては出品時の走行距離計に刻まれた距離数を記入する。
- ③ 出品店は走行距離計の交換若しくは改ざんが明白な場合、運用規定の定めるところにより出品申込書にその事を記載しなければならない。
- ④ 出品申込書に虚偽記入又は誤記入があった場合、KCAA京都は事案の内容に応じて【ペナルティー制裁第1条②】の罰則を出品店に対し科する。
- ⑤ 出品店の止むを得ない都合によりKCAA京都が出品申込書の代筆(原則、代筆は行わない)を行った場合、出品店は代筆済の出品申込書の内容を確認し誤りが発見された場合は訂正申告を行う事とする。尚、KCAA京都は代筆については一切の責任を負わないものとする。

第4条 積込不可部品(書類等)

会員はKCAA京都へ車輛を出品する際、盗難及び紛失により車輛価値が低下する恐れがある部品等(運用規定に記載の出品時積込不可部品)については出品車輛への積込不可とし、KCAA京都は盗難及び紛失に対し一切の賠償責任を負わない。

尚、積込不可部品については出品店申告義務に従い正確に出品申込書に記載しなければならない。

第5条 出品車輛品質評価基準(検査基準)

KCAA京都は会員より出品された車輛をNAK基準(全国统一検査基準)に基づき検査を行う。

第6条 出品車輛の評価

KCAA京都は出品された車輛について検査員が検査し、その結果をAA参加会員に公表する。

KCAA京都の品質評価及びその結果の公表にかかわらず出品会員及び落札会員はAAセリ売買における出品車輛の品質評価を自己の責任において行うものとする。

これについてKCAA京都及び検査員に対し一切の責任を問えないものとする。

(この品質評価はAAの参考資料を提供するものであり、KCAA京都が当該車輛の品質評価をするものではない)

第7条 出品車輛条件

会員はKCAA京都へ出品する際、以下の条件を満たす事を原則とする。

- ① 自走可能であり、バッテリー及び原動機・駆動関連にトラブルが無いこと。
- ② 車輛保安基準に適合し得るものであること。
- ③ 改造車輛の場合にはその改造について所轄官庁の改造許可済であること。
- ④ 車検付自動車の場合には自動車損害賠償保険が付されていること。
- ⑤ KCAA京都が定める期間内に登録名義の移転又は新規登録等の手続きが可能なもの。
- ⑥ 出品会員が自ら走行距離計の改ざんを行った車輛でないこと。
- ⑦ 車検付車輛については前記⑥の条件を満たし尚且つ再発行手続き(差替え)が可能なもの。
- ⑧ 場内移動及び搬出が可能な燃料が充填されていること(燃料の残量が10ℓ以上)

但し、KCAA京都が相当と判断した場合及び特別コーナーへの出品が可能と判断した場合はこの限りではない。

第8条 出品車輛の搬入

会員はKCAA京都へ出品車輛を搬入する際はKCAA京都が定める期間内に出品車輛を搬入し当該車輛についての出品申込書を積込む事とする。

第9条 搬入期間・搬出期間

KCAA京都への車輛の搬入及び搬出については運用規定に定めた期間とする。

但し定められた期間内に搬出されなかった車輛については、原則KCAA京都への再出品(有料)又はペナルティを課す。

第10条 保管義務

- ① KCAA京都は本規約・運用規定で定める期間内で出品車輛及び落札車輛を善良な管理者の注意を持って保管する。
- ② KCAA京都に出品された車輛(落札車輛含む)について自然災害(地震・台風・水害・雹害等)の事由によって車輛に損害が生じた場合、KCAA京都は損害責任を負わないものとする。
- ③ KCAA京都会場内に無断で放置又は搬出期限を過ぎた車輛及び再三の引き取り要請に応じない車輛についてKCAA京都は一切の保管義務を負わないものとする。

第11条 放置車輛の処分

以下についてKCAA京都は所定の手続きを行い、車輛を処分することができる。

- ① 長期間放置されている所有者不明の車輛
- ② 【出品第10条③】に該当する車輛

第5章 オークション売買

第1条 セリ売買成立(売買契約の成立)

セリはパソコンコンピュータによる自動競り上げ方式にて行い、セリ表示板の売切りランプ点灯後、最高値を応札した会員を落札会員とする。

尚、セリ成立(成約)は同表示板の決定ランプが店頭した時点をセリ売買成立(売買契約の成立)とする。

第2条 参加会員遵守ならびに会員確認事項

- ① 出品店はAA開催日当日、出品車輛の内容(出品番号・評価内容・調整価格等)の確認を行う。
- ② 出品店は自社出品のセリ順を確認し、出品車輛の10分前までに調整控室にて待機する。
- ③ 自社出品車輛セリ開始時に出品会員が不在の場合は出品申込書に記載されている調整室代行価格にてコンダクターはセリを実施する。尚、調整室代行価格が未記入の場合は出品申込書に記載されている希望価格にてセリを実施する。
- ④ 出品店が自社出品車輛セリ開始時に調整室不在で、尚且つ調整室代行価格及び希望価格が未記入の場合は流札扱いとする。
- ⑤ 出品店が調整室不在でセリを行う場合コンダクター調整権限を行使する。
- ⑥ 自社出品車輛について訂正事項が生じた場合、セリ開始30分前までに事務局にて必要な手続きを行うこと(訂正事項の届出時間・訂正事項の内容等によりKCAA京都の判断で流札扱いとする場合がある)
- ⑦ KCAA京都は会員に対して落札可能金額の限度額設定を行う事ができる。

第3条 流札車輛の商談

- ① 会員はセリ流札車輛の購入を希望する場合は所定の商談申込書に必要事項記入の上、商談を行うことができる。
- ② 複数会員より商談申込書が提出された場合は、最終応札会員を一定時間内(流札より10台)優先し、その後は受付順を商談権利順位とする。
- ③ 商談担当者は、商談権利順位の高い会員より出品店との商談価格交渉を行う。
- ④ 商談による成立(商談による売買契約の成立)時期は出品店と商談購入希望店が商談において合意に達した価格についてKCAA京都が「商談成立」の確認をした時点とする。
 1. 商談落札希望会員が商談申込書に購入希望価格を記入し、受付手続きを行った時点で商談購入責任が発生します。
 2. いかなる理由においても出品店がその希望価格に合意し、KCAA京都が「商談成立」を確認した時点で商談による売買契約が成立する。
 3. 商談申込書の「会員確認サイン」の有無で「商談成立」が決定されるものではない。
- ⑤ 商談により契約が成立した場合、KCAA京都は商談落札会員より商談落札手数料を請求するものとする。
- ⑥ 商談により契約が成立した車輛の引渡し・代金決済・書類の交付ならびに登録名義の変更その他手続きについてはセリにより出品車輛が落札された場合と同一に取り扱う。
- ⑦ 商談にて落札した車輛はクレーム申し立ての範囲に大きな制限を受ける。
- ⑧ 商談受付時間は、原則としてセリ終了後1時間以内とする。

第4条 落札手続き

- ① 落札店はKCAA京都が定める所定の手続きを完了した上でKCAA京都より落札車輛を引き取る事ができる。

- ② 落札店がKCAA京都の定める期間内に落札車輛を引き取らない場合、KCAA京都は次回開催AAへの再出品手続き(有料)を行う事ができる。

第5条 売買契約の解除

出品店及び落札店は売買契約成立後、一方的都合による売買契約の解除を下記の条件を満たす事により行う事ができる。(違約金・AA手数料は申し出会員の負担とする)

1. 売買契約の解除を申し出る事ができる期間はAA開催日当日セリ終了後1時間以内とする。
2. 売買契約の解除に必要な違約金は、出品料・成約料・落札料・ペナルティーの合計額とする。

第6条 売買契約成立後の強制解除

KCAA京都はAAでの売買契約(商談含む)成立後、出品会員と落札会員の関係ならびに売買契約成立金額等が著しく不自然な取引と判断した場合、この取引を強制解除する事ができる。

第6章 代金決済

第1条 落札店の代金決済

- ① 落札店は落札車輛代金・AA手数料・リサイクル預託金、車検付車輛においては自動車税相当額・名義変更保証金を開催日を含めて7日以内(翌週火曜日5時)にKCAA京都へ支払わなければならない。
- ② 落札店は落札車輛のクレームの有無に関わらず、前項の期間内に払い込み決済しなければならない。

第2条 書類の交付

- ① 出品店は成約日より10日以内に成約車輛の必要譲渡書類及び関係必要書類の一切をKCAA京都に交付しなければならない。
 1. 譲渡書類は全国いずれの陸運支局でも登録可能な書類である事。
 2. 譲渡書類のうち、印鑑証明・委任状など必要書類の有効期限はAA開催日の翌月末以上とする。
 3. 但し出品申込書に記載があり15日以上有効期限を有するものについては可とする。
 4. 譲渡書類一式については万一差替えが発生した場合、速やかに差替えが可能な書類である事。
 5. その他、詳細については別途定める運用規定によるものとします。
- ② KCAA京都は【代金決済第1条】に従い落札代金の払い込みを受けた後、速やかに前項の譲渡書類一式を落札会員に交付する。
- ③ 落札店はKCAA京都から前項の車検付落札車輛の譲渡書類の交付を受けた時は、運用規定に定められた期間内に落札車輛の登録名義の移転手続きを完了するものとする。

第3条 出品成約店への代金立替払い

KCAA京都は成約車輛の必要譲渡書類を提出した出品成約店に対し最長5日以内に落札会員に代わって落札代金を立替払いする。

尚、年末、年始、GW、お盆休み等の長期休暇時はあらかじめ事前に明示した期間を適応する。

第4条 現金会員の搬出規制

KCAA京都が定める現金会員(入会年月日が直近である又売買実績が少ない等の理由による会員)が落札車輛を搬出する場合、落札代金の決済をKCAA京都が定める期間内に完了し落札車輛の搬出を行わなければならない。

第5条 落札車輛の所有権

- ① 落札車輛の所有権は落札店が落札代金をKCAA京都に払い込んだ時に出品店から落札店に移転する。
- ② 落札店がKCAA京都の定める期間内に落札代金をKCAA京都に払い込まなかった場合【代金決済第3条】をしたKCAA京都は出品店に通知して落札車輛の所有権を取得できる。
この場合落札店はKCAA京都が落札車輛を他に処分するまでの間、落札代金をKCAA京都に払い込み落札車輛の所有権をKCAA京都より取得する事ができる。

第6条 落札車輛の自動車税

- ① 落札された車輛の自動車税は当該AA開催月までは出品店の負担、翌月以降の分は落札店の負担とする。
- ② 落札された車輛が軽自動車の場合、AA開催年度内の軽自動車税を出品店の負担とする。
但し年度末(3月)開催AAでの軽自動車税の負担については落札店とする。
【代金決済5条②】の規定によりKCAA京都が落札車輛の所有権を取得した場合でも落札店はその車輛をKCAA京都に引き渡すまでは前項による自動車税を負担する。
- ③ 自動車税の還付委任状は出品店の責任において取り扱う事とし、税務事務所への未提出による損害の発生についてKCAA京都は一切関知しないものとする。

第7条 手数料

- ・出品店は出品料をKCAA京都に支払う。
 - ・出品店は出品車輛が成約になった場合、成約料をKCAA京都に支払う。
 - ・落札店は落札料をKCAA京都に支払う。
- 前3項の手数料はいかんに関わらず返還されない。
出品料、成約料、落札料の金額は運用規定の定めとする。

第8条 KCAA京都に対する債務の清算

KCAA京都はKCAA京都が長期債務と判断した会員に対し自動車税、預かり保証金等をその会員の債務に充当する事ができる。

第7章 クレーム

第1条 クレーム申し立て

- ① 出品申込書の虚偽記入、記入漏れ等、落札車輛の実態と出品にあたって出品店が行った申告に相違があった場合、落札店は本規定で定めるところに従ってKCAA京都に対しクレームの申し立てをする事ができる。
- ② 前項のクレーム申し立てができる期間は、クレームの種類ごとに運用規定で定める。
- ③ クレームの申し立ては【代金決済第5条②】によって車輛の所有権が誰に帰属していても落札会員が出品会員を相手としてなされるものとする。

第2条 クレーム裁定

- ① クレームの申し立てがあった時はKCAA京都が裁定を行う。
- ② 前項の裁定の種類は次の通りとし、裁定の基準は運用規定で定める。
 1. 申し立て却下
 2. 売買契約の解除
 3. 落札代金の減額
 4. その他の処理

- ③ KCAA京都は本規定により運用規定に反しない範囲で前項とは別の裁定の種類及び裁定の基準を定める事ができる。

第3条 出品店・落札店双方の意思に沿った裁定

KCAA京都はクレーム申し立てが正当な場合でも出品店・落札店双方の意思が一致する時は【クレーム裁定第2条】とは別の裁定を下す事ができる。

第4条 クレーム裁定の尊重

- ① KCAA京都でのクレームについてAA参加会員は、前項【クレーム第2条②】前に訴訟提起をし得ないものとする。
- ② クレーム当事者は【クレーム裁定第2条②】による裁定が著しく不合理である場合を除き、当該クレーム事項に関して訴訟提起をし得ないものとする。

第8章 立替金

第1条 立替払い代金の清算

落札店が【代金決済第1条】の期間内に落札代金の決済をしない場合、KCAA京都は【代金決済第3条】の立替払い代金を直ちに落札店に請求する。

KCAA京都は決済遅延を理由として別に運用規定に定める制裁金を課す事ができる。

第2条 落札車輛の処分と清算

KCAA京都は【代金決済第1条】によって所有権を取得した車輛を落札店から取り戻し、これを他に処分し、その代金を【代金決済第3条】の立替払い代金及び運用規定に定める制裁金に当てる事ができる。

前項は充当によっても不足が生じた時、KCAA京都は残額を会員に請求する事ができる。

又、処分代金が【代金決済第3条】の立替払い代金及び運用規定に定める制裁金の合計額を上回る場合でもKCAA京都にその差額を請求できない。

第9章 ペナルティー

第1条 ペナルティー制裁

- ① KCAA京都は本規約、運用規定、又はKCAA京都の定める催促に反したAA参加者に対し【クレーム処理第2条】の裁定とは別にペナルティーを課す事ができる。
- ② ペナルティーの種類は下記の通りとする。
 - 1. 始末書の提出
 - 2. 戒告
 - 3. 期間又は回数を定めての入場停止
 - 4. 無期限の入場停止
 - 5. 制裁金の支払い
 - 6. 除名(会員登録の解除)
- ③ ペナルティー制裁の基準及び手続きに関しては、運用規定において別に定める。

第2条 ペナルティー裁定の尊重

AA参加者はKCAA京都が行うペナルティー裁定が著しく不合理である場合を除き当該ペナルティー裁定に関して訴訟提起等の異議申し立てをし得ないものとする。

第10章 紛争の処理

KCAA京都は落札店と出品店とのクレーム処理の調整がつかない場合、双方合意による申し立てに基づき仲裁の裁定を行うものとする。

この場合、当事者双方はKCAA京都の仲裁裁定に無条件に従わなければならない。

第11章 合意管轄

本規約に関して会員とKCAA京都の間に紛争が生じた場合は、当該紛争の管轄裁判所を京都地方裁判所とする事に当事者双方は合意するものとする。

第12章 規約の改定

KCAA京都事務局が改訂を必要と認める時は、随時、任意に改訂し会場及び全会員に公示する。

第13章 附則

本規約は令和3年4月1日より施行する。

K C A A 京都 運用規定

令和 3 年 4 月 1 日改訂版

■ 出品車輛について

<p>出品不可車輛</p>	<p>永久抹消登録（法第15条）車輛</p> <p>現時点で輸出抹消登録（法第15条の2）されている車輛</p> <p>現時点で事業用登録されている車検付車輛（緑ナンバー車 黒ナンバー車）</p> <p>特殊車輛等で下もの（車輛ベース部分）と上もの（特装部分）に個々の書類の完備が登録の条件となる車輛（例）タンクローリー車等（但し、「特装部分書類なし」の出品申込書への明記で出品可）</p> <p>所有権移転に法的問題がある車輛</p> <p>主要部品が取外されリサイクル法に従う処理が適切であると判断される車輛</p> <p>車検付車輛で自賠責保険の無い車輛</p> <p>接合車輛</p> <p>車内及び荷台に不要物等が積込まれている車輛</p>
<p>出品店名義登録又は抹消登録 した上で出品が可能な車輛</p>	<p>差替え、又は再交付が困難である車輛</p> <p>登録名義人が死亡している車輛（遺産相続対象車輛）</p> <p>地域により登録手続きが異なる車輛</p>
<p>福祉車輛の取扱</p>	<p>身体障害者用車輛ならびに福祉車輛につきましては、出品申込書への明記が必要となります</p>
<p>現状車・不動車・冠水車・主要部品欠品車</p>	<p>「現状コーナー」に出品可</p>

■ 年式

国産車輛・輸入車輛共に車検証の初度登録年を年式とする

■ 車検の有無による出品体系

<p>一時抹消出品</p>	<p>車検切れ車輛</p>
<p>車検付出品</p>	<p>車検の有効期限がAA当日迄ある車輛</p>

■ 未登録車輛の取扱について

国産車輛、及び輸入車の未登録車は出品不可

■ 総合評価点数（一般車輛）

評価点	評価採点基準
S	走行10,000km以内、初度登録後12ヶ月以内（登録月を含む） 殆ど無傷、無加修であるもの
6	走行30,000km以内、初度登録後36ヶ月以内（登録月を含む） 軽微な瑕疵が僅かにあるが殆ど加修の必要のないもの
5	走行50,000km以内 外装に目立たないキズ、ヘコミが若干あるもの 内外装とも軽微な補修跡はあるが状態が良好なもの
4.5	走行100,000km以内 軽微な加修を必要とするもの 内外装とも軽微な瑕疵が数ヶ所あるもの
4	走行150,000km以内 内装に汚れ、焦げ穴、破れ、色褪せ等が数ヶ所あるもの 外装に加修を必要とするキズ、ヘコミ、錆等が複数あるもの
3.5	内装に目立つ汚れ、焦げ穴、破れ等が多数あるもの 大小の板金を必要とするキズ、ヘコミ、錆等が複数あるもの 内外装の補修跡が良好でないもの
3	内外装とも全補修、交換を要する瑕疵が多数あるもの 各部に腐食、腐食穴等が数ヶ所あるもの
2	腐食、腐食穴等が車輛全体にあるもの 粗悪車に近いもの
1	冠水歴車、消火器散布歴車
R	修復歴車
×	事故現状車、不動車、主要部品欠品車
特	自動車以外のバイク、フォークリフト等

■ 特別瑕疵車輛の評価点

瑕 疵 車 輛	評 価 点		備 考
色替え車	4	上 限	
走行不明車（#）	3.5	上 限	N A K基準で判定識別
改ざん車（*）	3.5	上 限	
溶接部位交換	3.5	上 限	コアサポート、エンドパネル、サイドシル、リアフェンダー等の交換
修復歴車としない骨格の損傷	3.5	上 限	小歪（カードサイズ以内の歪） 先歪（コアサポート、エンドパネルより突出した部位）
冠水歴車	1	固 定	
消化剤散布跡車	1	固 定	
修復歴車	R	固 定	

外装補助評価

a	目立たないキズ、エクボが数ヶ所あるもの 加修（仕上がり）の良好なもの
b	線キズ、ヘコミが数ヶ所あるもの 加修の仕上がりが中程度と思われるもの
c	大小の板金を必要とする線キズ、ヘコミが数ヶ所あるもの 加修済みだが、色ボケ、ムラのあるもの ガラスに交換を要する割れのあるもの
d	Cランクが多数あるもの 加修（仕上がり）の悪いもの、及び再仕上げを必要とするもの 錆、腐食等が酷いもの

内装補助評価

a	そのまま展示できるもの 目立たない小さな破れ、軽いコゲ又は簡単に取れる汚れが若干あるもの
b	軽微な加修を必要とするもの コゲ、コゲ穴、擦れ、破れ、割れ等が数ヶ所あるもの
c	不具合内容が商品価値を下げるもの 目立つビス穴、ダッシュボードの浮き、割れ等のあるもの 内装の広範囲にペイントを施したもの 異臭のあるもの
d	Cランクが多数あるもの 大きな加修及び交換を必要とするもの

外装損傷表示

ボディー・バンパー	キズ	A1	10cm程度のキズ
		A2	20cm程度のキズ
		A3	30cm程度のキズ
		A4	30cm以上のキズ
	へこみ	U1	10cm程度のへこみ
		U2	20cm程度のへこみ
		U3	30cm程度のへこみ
		U4	30cm以上のへこみ
	加修波	W1	仕上がりが良好なもの
		W2	加修波が若干あるもの
		W3	加修波が大きく目立つもの
	錆	S	錆
	腐食	C	腐食
調整跡	M	ボルト止めパネルの調整、脱着跡	
交換済	× ×	ボルト止め及び溶接パネルの交換	

ガラス	キズ	A	目立つキズ
	飛び石	×	ボールペン先ぐらいのもの
	ヒビ割れ	×	1cm程度のもの
	リペア跡	×	
	× 要	×	交換を要すもの
タイヤ	山の状態	1~9	スリップサイン山を3と定める
	山の状態	×	使用不可(破損) パンク
	種類	ス	スノータイヤ スタッドレスタイヤ

■ 搬入時の積込不可出品

下記に示すものは、紛失及び盗難の恐れがありますので後日渡しの手続きを行ってください
積込まれた状態で紛失した場合、出品店責任となりますのでご注意ください

出品時積込不可部品 (要後日渡し手続き)	保証書 整備手帳 記録簿 取扱説明書 カードキー イモビキー スペアキー ナビ・TV (ポータブル等の容易に取外しが可能なもの) リモコン ナビロム ナビSD B-CASカード 等
-------------------------	--

■ 通常以外の保管 指定場所・キーロック

下記の理由等により出品車輛を通常の出品No順に配置しない車輛

指定場所	検査員が機関不良等の理由により移動が著しく困難であると判断した車輛 オイル漏れ・燃料漏れ等の理由により他の出品車輛と区別することが適当であると判断した車輛
キーロック	高額車または特別な装備が施された車輛、スマートキーが標準装備されている車輛についてはキーロック(施錠)し、保管させていただく場合があります 下見を希望される場合は、キー保管場所にて所定の手続きをしていただきますと、キーを貸し出させていただきます 下見終了後は所定の手続きを行い貸し出しキーを返却してください

■ 出品車輛・落札車輛の保管について

KCAA京都に出品された(落札含む)車輛の保管期間(保管責任期間)はAA当日を含む4日目の24時までです
尚、搬入時は出品確定された時点より保管期間が発生します
再出品のコーナー変更、及び搬出の連絡はAAの翌々日17時までとします
保管期間中に発生した不具合ならびに業務中(検査及び場内移動)に発生した不具合についてKCAA京都は一切の責任を負いません

■ 下見・オークション参加

KCAA京都での落札については下見による現車確認が原則となります
また、現車確認ができる箇所につきましてはクレーム対象外となります
オークションに参加されます際は十分な下見を行い参加してください
外部端末よりオークションに参加され、下見をご希望されます会員様は、下見代行サービス(一部有料)をご利用ください

■ 出品店の申告義務

出品店は出品に際し出品申込書に申告の義務がある事項（下記表）を正確に申告し記入しなければならない

メーター交換車	\$	出品申込書の出品店記入欄に「メーター交換車」と記入し現メーターと交換時メーターの合算距離を走行距離記入欄に記載する 又、メーター交換を行った日付、交換前の走行距離等を明記する 中古メーターへの交換の場合は「中古メーター交換」と明記し交換時の中古メーター表示走行距離も明記する 尚、証明するものとしてディーラーの交換記載保証書又は指定・認証整備工場での記録簿を必要とし、保証書の形態によってはディーラー印が無くても交換の事実が確認出来れば「メーター交換車」として受付します 申告されず、後に「メーター交換車」の事実が発覚した場合ペナルティーの対象となります 証明するものがある場合、「〇〇年〇月〇日」xxxxxKm時メーター交換有、合算xxxxxKm 記録簿有」と記入
メーター改ざん車	*	出品申込書の出品店記入欄に「メーター改ざん車」と記入 過去の点検記録簿、NAK走行管理システム等によって、走行メーターの異常が確認出来る車輛、但し「メーター交換車」は除く
走行不明車	#	出品申込書の出品店記入欄に「走行不明車」と記入 「メーター交換車」「メーター改ざん車」以外で記録等が無く指定出来る根拠が無い時は、「走行不明車」とする 但し、後日メーター改ざんが発覚した場合はクレームの対象となる
メーターセットアップ交換車		ディーラーによるメーターセットアップ交換車は実走行とする 但し、KCAA京都が認めるセットアップ交換記録書類を必要とし、記録書類が無い場合はメーター改ざん車とする
マイル表示計の場合		走行距離記入欄のマイルに必ず丸印を記入 未記入の場合はkmとする
修復歴		修復歴の有無 修復箇所

出品申込書記載事項	年式、車名、ドア形状、グレード等の出品申込書に記載されている事項
不具合 欠品	機関、機構上の不具合ならびに欠品 コーシヨンプレート（規格外含む）
輸入車の区分	ディーラー輸入車、並行輸入車、未記入の場合は並行輸入車として取り扱う
車検証	「類別区分」「型式指定番号」の無いもの 「車台番号」の -（ハイフン）が無い場合も記載してください
輸入車モデル年式	シリアル番号より判別するモデル年式未記入の場合は不明として取り扱う
特別装備限定車	地域限定車、特別装備限定車（低グレード車）
登録遅れ	モデル最終製造年月日と登録年月日が6ヶ月以上経過 「登録遅れ」の申告が必要
新車時レス部品	オーディオレス、ガラスルーフレス、サイドエアバックレス等の申告
改造	型式に「改」が入っている場合、8ナンバー登録車等については改造箇所、必要装備品を記載してください 車検の通らない車輛及び構造変更が必要な車輛において、変更箇所の申告が無い場合、クレーム対象となります
装備品	メーカーオプション、販売店オプション含む（メーカー純正部品番号を有すもの）
災害歴	「冠水歴」「消火器散布歴」等の災害歴の申告
離島登録車の自賠償	出品票に記載なき場合は、差額を請求致します
車歴	レンタカー、事業用 ※出品時、自家用ナンバーであっても申告が必要です

〔出品店記入〕

記入事項が紛らわしく、誤解、誤認を与える記入につきましては、全て出品店責任とします
出品店は、出品車輛の点検整備を行い、その仕様、品質、瑕疵等の申告を行ってください
未記入の場合クレーム対象となります

〔グレード記入欄について〕

グレード以外の記載

グレードやパッケージ等に誤解、誤認を与えるような記載は、クレーム対象となります ※K C A A 京都判断

〔セールスポイント記入欄について〕

出品申込書のセールスポイント記入欄に記入された事項について、不具合が発生した場合、成約金額に関わらず、全て出品店責任となり、クレーム対象となります また、出品店記入欄（注意事項）への記入も内容によりクレーム対象になる場合があります ※K C A A 京都判断

〔訂正（出品店による出品車輛の条件変更）〕

出品店からの訂正依頼については必ずオークション開始30分前までに所定の用紙に訂正内容を記入し事務局に提出していただくか、FAXでの受付とさせていただきます。（電話での依頼はお断り致します）

また、訂正内容によっては出品停止とさせていただきます場合があります ※K C A A 京都判断

〔出品停止〕

K C A A 京都が出品にふさわしくないと判断した場合、出品停止とすることが出来ます

〔ナンバー応談車輛の取扱い〕

出品票にナンバー応談の記載のある車輛で、落札店の申し出がある場合のみ、ナンバー付き可書類有効期限が本規定に満たない為、その条件を記載したうえで「車検付」「一時抹消登録」のどちらの形態でも譲渡可能な車輛

出品店は出品申込書に必要な条件を記載して下さい

抹消登録をすることを前提に「検査一時抹消」で出品しますが落札店が条件を了承した場合「検査付」での譲渡となります

落札店からの申し出はセリ終了後1時間までとします。

検査付の場合、該当年度の納税証明書が必要となります

〔ガス欠車輛のペナルティー〕

出品車輛には検査、場内移動及び搬出が可能な燃料があること 保管時のガス欠は出品店責任としペナルティー 3,000円を請求させていただきます

■ 代金の決済

〔落札車両代金の決済〕

一般会員	オークション開催日を含め7日以内
現金会員	オークション開催日を含め4日以内

決済完了は当該AA事務局及び指定金融機関の銀行口座への着金が確認された時点とします

振込み手数料については送金側の負担とします

金融機関の振込み依頼書控え等での決済確認は行いません

※入金遅れペナルティーは1日毎3,000円を請求させていただきます

〔出品店への成約車両代金の決済〕

出品店に対する成約車両代金の支払いは、原則、全成約車両の必要書類決済完了日の翌金融機関営業日とします

出品店に未清算債務が有る場合成約車両代金より相殺いたします

■ 成約車両の書類決済

成約車両についての書類は全国の運輸支局・軽自動車検査協会に登録可能なことが条件です

抹消車両	軽自動車	検査証返納証明書・確認証 リサイクル券
	普通車	抹消登録証明書 譲渡証 リサイクル券
検査付車両	軽自動車	検査証 OCR又は申請依頼書 自賠責保険 納税証明書 リサイクル券 ※自賠責保険の承認請求書（自賠責保険の譲渡書類）の提出は任意とします
	普通車	検査証 譲渡証 印鑑証明 委任状 自賠責保険 納税証明書 リサイクル券 ※自賠責保険の承認請求書（自賠責保険の譲渡書類）の提出は任意とします

継続検査書類が必要な車両 （OCR及び納税証明書）	無車検でナンバープレート付車両 車検残1ヶ月以内のナンバープレート付車両
車検付車両書類の有効期限	AA開催月の翌月末以上の有効期限を有する書類

書類有効期限付出品車両	書類有効期限が翌月末に満たない車両でも、有効期限はAA開催日を含む15日以上あるものは出品申込書に記載があれば出品可能 出品申込書の書類有効期限欄に〇月〇日を記入 例) 書類有効期限 12月15日⇒12月1日開催分まで出品可能
-------------	---

書類受付	期限付きにて成約した車輛の書類受付期間は期限日の15日前までに事務局へ書類入庫が条件となります 遅延対象日に到着が遅れる場合⇒翌月末まで有効の書類との差替えが必要 差替え等による受付期限の経過は遅延ペナルティーの対象	
早期名変依頼	あり	出品店が20,000円(税別)を落札店に支払う
落札店了承	なし	出品店が名変を行う ナンバープレートの返却手数料5,000円(送料含む)

書類決済期限	書類決裁期限は、AA開催日含む10日目17時
--------	------------------------

書類遅延ペナルティー	11日～17日目	2,000円/日額	ペナルティー
	18日～30日目	2,500円/日額	落札店からのキャンセル不可
	31日～50日目	2,500円/日額	キャンセル可 ペナルティー+キャンセルペナルティー(100,000円) +経費を落札店に払う

[自動車税の未納車輛]

出品店は車検付車輛を出品する際、自動車税が完納されていなければなりません

落札店が車検受検時に自動車税が納付されておらず車検を受検できなかった場合、出品店は申告日より3営業日以内に自動車税を納付するものとします

又、迷惑料とし出品店は落札店に10,000円のペナルティーを支払うものとします

[名義変更]

落札店は名義変更を指定した期限内(通常は、翌月末日)に必ず完了してください

又、名義変更を完了した車検証のコピーにオークション開催数、出品番号、会員番号を明記のうえ郵送又はFAXにて事務局に送付(送信)してください その際の車検証コピー到着期限は翌々月5日12時迄です

この時点で未着の場合は、保証金10,000円は没収となり、事務局が現在登録証明書にて確認を行います 尚、手数料3,000円を請求します

期限内に名義変更が完了されなかった場合、名義変更保証金10,000円は没収となり、遅延ペナルティーとして別途10,000円を請求します 又、出品店の仕入先の他AA等から10,000円を超えるペナルティーの請求があった場合、落札店はその差額分も支払う必要があります 但し、他AA会場等発行の請求書が必要です

名義変更コピーが事務局に到着していない場合および文字が不鮮明で確認が困難な場合があります

その際は、再送信のお願いをいたします

永久抹消につきましては登録事項証明書をもって名義変更完了コピーとします

所有権のみの変更は名義変更とは認めませんこの場合ペナルティー20,000円が科せられます

[福祉車両消費税非課税車]

福祉車輛で出品時に申告の無い車輛については、書類発送後6日以内に申告があった場合に限り消費税の返還を行うものとします

但し、当該車輛が新車登録時消費税非課税対象と確認できる場合に限りです

〔名義変更書類の再交付・差替え〕

<p>名義変更書類の差替 委任状・譲渡証・印鑑証明</p>	<p>ペナルティー 30,000円（その他の経費は認めません） 出品店より、旧所有者記入事項欄が白紙で提出された書類で、落札店記入による書き損じの為に発生した書類の差替についてはペナルティー対象外 差替手続きは必ず事務局経由で行ってください 直接出品店又は旧所有者に依頼したことが発覚しますとペナルティー50,000円が科せられます</p>
<p>名義変更書類の再交付</p>	<p>ペナルティー50,000円 再交付手続きは必ず事務局経由で行ってください 直接出品店又は旧所有者に依頼したことが発覚しますとペナルティー50,000円が科せられます 盗難の場合ペナルティー半額（警察への盗難届けの写し提出が条件）</p>
<p>自賠償保険の再交付</p>	<p>出品店が再発行手続きを了承した場合のみの受付とします 但し、出品店の努力にも関わらず再発行が行えなかった場合（了承後、10日間以内を限度とする）は、再発行手続きを断念するという条件付の受付となります</p>

〔抹消依頼〕

落札店が、車検付車両の抹消登録を出品店に希望する場合以下の制約があります
尚、依頼受付期間はA A終了後1時間以内とします

- ①車検残がA A開催日の30日以内の場合は、出品店は必ず抹消登録手続きを行わなければなりません
- ②車検残がA A開催日より30日以上の場合、出品店に強制することは出来ません 但し、この場合出品店が抹消手続きを了承した時点で当該車両はクレーム受付対象外車両となります

〔保証書の欠品〕

保証書とは新車ディーラー名の記載があり保証継承が可能な新車保証書を指します

<p>有効期間内保証書</p>	<p>落札車両価格の5%の値引き キャンセル時はペナルティー 30,000円</p>
<p>有効期限切れ保証書</p>	<p>10,000円の値引き(成約金額が5万円以下の車両は、成約金額の10%の値引き)</p>

〔取扱説明書の欠品〕

<p>車両成約金額</p>	<p>値引き額</p>	
<p>100,000円 未満</p>	<p>2,000円の値引き</p>	<p>キャンセル不可</p>
<p>100,000円 以上</p>	<p>5,000円の値引き</p>	<p>キャンセル不可</p>

取扱説明書とは車両本体の説明書を指します ナビや他オプションに対する説明書の有無は不問です
新車販売時に備え付けのものに加え、メーカーが純正部品として販売しているコピーも可とします
但し、汚れ等がひどく使用が困難なものは不可です

〔記録簿〕

記録簿とは指定・認証整備工場が発行する分解整備（点検整備）記録簿を指します
又、記述内容が確認可能なものに限り
ユーザー車検による記録簿は認めません

〔ワンオーナー〕

新車登録時より同一の使用者名義であること、又は商品車に名義変更されたものとします
但し、一度でもユーザー登録されたものは無効とします

クレーム受付についてはワンオーナーで無い事が判明した場合、クレーム受付対象となります
但し、その事を証明する記録簿等を必要とします
書類発送後7日以内に申告が必要

〔新車並行輸入車〕

製造年式と初年度登録年が違う場合、通関証明の添付が必要です
クレーム受付は書類発送後7日間

〔納税証明書の取扱い〕

当該車輦の車検満了日が名義変更期限より短い場合は譲渡書類と合わせて提出してください
尚、譲渡書類に納税証明書の添付が無い場合で落札店からの請求があった場合は請求日より7日以内に提出してください

〔リサイクル券の取扱い〕

リサイクル料金は車輦価格とは別の取扱いとします
リサイクル料金預託済み車輦を出品されます際は出品申込書に必ずリサイクル料金を記入してください
記入金額は当該券【B券】に記載されている金額を記入してください
当該車輦成約時には【A券】【B券】を譲渡書類と同時に提出してください
リサイクル料金の誤記入が判明した場合は後日精算致します
但し、書類発送後7日以内の申告があったものとします
リサイクル券の再発行は手数料として500円（税別）を請求致します

〔交通違反による車検拒否についての取扱い〕

落札車輦についてK C A A 京都での成約前に発生した交通違反等により車検が取得出来ない場合
出品店はその申告がなされた日より7日以内に車検の受けられる状態にしなければなりません
また、当該期限を遅延した場合出品店は落札店に遅延ペナルティーとして10,000円を支払うものとし
以降1日につき2,000円を加算するものとします

■自動車税相当額の取扱い

K C A A 京都で落札された車輛が車検付の場合、当該車輛の年度末までの自動車税未経過引継ぎ分相当額（以下、「自動車税相当額」）は、A A 開催の当月分は出品店、翌月からは落札店の負担となります
K C A A 京都では、A A 開催日の翌月から当該年度末までの自動車税相当額を落札店よりお預かりし（3月開催分は翌年度全額相当額）落札店の名義変更等の登録状況により次のように精算いたします

（抹消登録の場合）

抹消月に応じて預かり自動車税相当額を出品店・落札店に振り分けて精算いたします

（移転登録の場合）

名義変更確認後、預かり自動車税相当額を出品店にお支払いいたします

尚、その後同一年度内に抹消登録をした時はその通知（抹消登録証明書の写し）を抹消日の翌月2日までに事務局に提出してください 出品店への残月分を請求し落札店にお支払いさせていただきます

期限を過ぎますと受付出来ませんのでご注意ください

■ クレーム

〔クレーム受付期間（長期休業時は期間を別途定める）〕

A A 当日会場内	会場より未搬出であり且、A A 終了後 1 時間以内
通 常	A A 当日を含む 6 日間 1 7 時まで
クレーム延長	クレーム延長条件を満たし会場が受付を行ったもの 通常期限より 2 日間延長（A A 当日を含む 8 日間 1 7 時まで） 会場判断による遠隔地、離島 天変地異により輸送が困難と会場が判断した場合 その他の理由により K C A A 京都が相当と判断した場合
書類発送後 7 日	K C A A 京都よりの送付書類で確認可能な場合（車検証と合致しない 記録簿記載事項 等）
1 ヶ月	消火器散布歴車輛
3 ヶ月	冠水歴車輛
6 ヶ月	走行距離異常・接合車輛
無期限	盗難車輛 抵当権設定車輛差押車輛
現状車コーナーのクレーム受付範囲	クレームの受付対象は、走行距離異常、年式・型式、グレード、車検有効期限の誤記入 冠水歴車輛（ガラス割れ、等の現状車輛という性質上受付期間は限られます）
クレーム受付範囲が制限される車輛	低額車輛 修復歴車輛 輸入車 走行不明車輛 商談落札車輛 および 内装・外装 低額車輛とは、成約車輛金額が 1 5 0, 0 0 0 円以下の車輛を指します
クレーム額による免責	クレーム部品価格（単品）の評価が 3 0, 0 0 0 円以下の場合はクレーム受付対象外となります 但し、高額な工賃が発生する場合は K C A A 京都の判断とします

〔クレームの申し立て〕

クレーム申し立て受付は定められた期間内とします

当該車輛の受付は、一度のみとし複数回に亘る受付は行いません

※書類発送後7日間に伴うクレーム・期間延長クレームは除く

受付時間は、事務局営業時間内（9時～17時）とします

落札店から受け付けた時間により出品店へのクレーム発生の連絡がクレーム受付期間を経過する場合があります

出品店・落札店との直接交渉は禁止されています

クレーム受付期間最終日が事務局休業日の場合はFAXにてクレーム申し立てを行ってください

〔現車確認〕

① KCAA京都での確認

② KCAA京都が信頼するに足りると認めた機関（ディーラー）での確認

機関・機構・コンピューター等の不具合はディーラー確認（修理見積）が必要です

ディーラーへ未入庫の場合クレーム受付は出来ません

ディーラー見積は、不具合箇所の確認を行うものであり不具合の値引き額を算定するものではありません

また、確認（ディーラー見積含む）に対し発生する費用は落札店の負担となります

〔メーカー保証対応〕

クレーム事由がメーカー保証にて対応可能な場合はメーカークレームにて修理します

その際発生する費用（保証継承費用）は、落札店の負担となります

〔キャンセル処理の場合〕

クレーム処理の結果、当該車輛がキャンセルとなった場合落札店までの往復陸送費

は、KCAA京都から落札店までを最大距離とし出品店が負担するものとします

※キャンセル時の陸送費用については距離、状況などを考慮しKCAA京都が認めた範囲内とします

〔注意事項〕

① 落札車輛への加修及び転売（出品店の了解なく他AA会場でのセリ等）を行った場合クレーム対象外扱となります

但し、受付期間延長クレームの対象車については除きます（P21、受付期間延長項目参照）

② 出品店に連絡がつかない場合はFAXにて通知し後日の対応となります

③ 「受付期間が6日間」および「書類発送後7日間」のクレームについてキャンセルの場合経費は陸送費用のみとし、他AA経費の費用等は認めません

④ 加修等を行う場合は、車検証ならびにクレーム申し出の有無等を十分確認し行ってください

⑤ 改造車輛において改造関連箇所はクレームの対象外となります

⑥ 加修費用ならびに全経費等については 落札車輛価格等を勘案しKCAA京都が認めた範囲内となります

⑦ 全経費とは、他AA会場等の転売先よりの手数料、陸送費用、加修費用を指します

但し、KCAA京都が認めた範囲内となります

※ AA会場を複数跨った場合、他AA会場で発生するペナルティー金額の累積を請求することはできません

⑧ KCAA京都がAA当日に参考資料として発行する出品リスト（お客様リスト）の誤記入はクレーム対象外です

⑨ 「受付期間が6日」のクレーム申し立て期間中あるいは申し立て前に出品店の確認をとることなく移転・抹消登録等（譲渡書類への記入も含む）が行われた場合クレームの受付は出来ません

⑩ 国外に持ち出された車輛についてはクレームの受付は出来ません

⑪ クレーム内容を確認する為の見積に虚偽記載（虚偽と判断）が発見された場合クレームの受付は無効となります

■ 車輛搬出

〔搬出券の発行〕

搬出券発行期間	AA当日より4日目24時まで（事務局の営業時間外はPOSカードでの発券のみ）
---------	--

〔車輛搬出〕

落札車輛及び流札車輛を搬出されます際は、搬出券が必要です
 保安上の理由により搬出券の無い車輛の搬出は一切行いませんのでご了承ください
 又、搬出の際は室内及びトランク内を確認させていただきます

搬出期間	AAせり終了時より土曜日24時まで
------	-------------------

■ 売買契約の解除（AA当日キャンセル）

出品店ならびに落札店の都合による売買契約の解除は以下を満たすことが条件となります

出品店	AA終了後1時間以内	ペナルティー	50,000円
	AA終了後1時間以降	ペナルティー	100,000円
落札店 (AA終了後1時間以降 はキャンセル不可)	成約金額が100万円以下	ペナルティー	50,000円
	成約金額が200万円未満	ペナルティー	70,000円
	成約金額が200万円以上	ペナルティー	100,000円
手数料	出品料 成約料 落札料（申し出側がKCA京都に支払う）		

※搬出済みの車両に関しましては、申し出側が陸送費を負担する

■ 0円売切りコーナー・0-10コーナー・指定売切りコーナー・ディーラー売切りコーナー

出品申込書	通常出品申込書に出品コーナー明記の事
セリ方法	0円スタート売切り（0円売切りコーナー） 0円スタート・上限10万円までの売切り（0-10コーナー） スタート価格指定の売切り（指定売切りコーナー・ディーラー売切りコーナー）
クレーム受付	基本的にはノークレーム（専用クレーム受付参照） 成約金額が150,000円以上の場合 一般車クレーム対応

■ 現状コーナー

現状コーナーに出品されています車輛は、事故現状車輛ならびに不動車輛 等で構成されており
 全て未修理又は未修理相当と判断された車輛です
 又、部品等の不足・欠品が十分予想されます
 本コーナーの性質上クレーム受付範囲も制限されております
 応れられます際は、十分な下見とクレーム受付範囲に制限があることを了承の上セリに参加してください

本コーナーに出品されています車輛は、ドア破損、ガラス割れ等により室内に雨水等の侵入が十分予想され
 又、落札車輛の保管状態によりその後室内に浸水することも十分予想されます
 以上のことより、通常コーナーにおいての冠水歴車輛のクレーム受付期間が3ヶ月間という定めに対し
 現状車コーナーの冠水歴車輛クレーム受付期間は「AA当日を含む6日間」と制限されています
 応れられます際は、十分な下見と冠水歴車輛クレーム受付期間に制限があることを了承の上セリに参加してください
 尚、保管中の雨などによる浸水についてKCA京都は一切の責任を負いません

■ その他の確認事項

〔プレート取り外し忘れ〕

抹消や名義変更等で落札店からのプレートの返送が必要な場合出品店責任として返送手数料（送料含む）5,000円を出品店より落札店に支払います

〔成約車輛のプレート取り外しについて〕

成約決定時点で当該車輛は出品店より落札店に所有権が移転したものとみなします
出品店が出品申込書に未申告の内容についての物品（プレート等）の取り外しは出来ません

■ クレーム申し立て期間・裁定基準・ペナルティー裁定基準

○ 受付可 × 対象外	当日 書類7日 AA6日	AA当日会場内(AA終了後1時間以内) 書類発送日を含め7日17時迄 AA当日を含め6日17時迄
----------------	--------------------	--

- * 低額車 成約金額 150,000円以下の車輛
- * 多走行 10万Km以上走行の車輛
- * 低年式 新車登録10年以上経過の車輛

※ネット落札における車輛の当日限りのクレームは期間を車輛搬出前までとする

	評価点付	修復歴車	輸入車	多走行 低年式	低額車	走行 不明車	商談落札	裁定基準	
リスト 誤記入	初度登録年・月	○ 書類7日	○ 書類7日	○ 書類7日	○ 書類7日	○ 書類7日	○ 書類7日	輸入車は国内での初度登録年を年式 キャンセル時ペナ2万円(低額車なし) 登録月違いは車検月違いと同様の処理とします キャンセルor値引き	
	ドア形状	○ 当日	○ 当日	○ 当日	○ 当日	○ 当日	×		
	車名 グレード	○ 書類7日	○ 書類7日	○ 書類7日	○ 書類7日	○ 書類7日	○ 書類7日	○ 書類7日	新車販売価格 誤記グレード>実グレード 限定車、パッケージ違いはペナなし キャンセル時ペナ2万円(低額車なし) 新車販売価格 誤記グレード≤実グレード 低額車ノークレーム キャンセル 時ペナなし 存在しないグレードはノークレーム
	2WD⇔4WD	○ AA6日	○ AA6日	○ AA6日	○ AA6日	○ AA6日	○ AA6日	○ AA6日	キャンセルor値引き
	車歴	○ 書類7日	○ 書類7日	○ 書類7日	○ 書類7日	○ 書類7日	○ 書類7日	○ 書類7日	キャンセル時ペナ2万円(低額車なし)
	型式 定員 排気量 N○x ディーラー車	○ 書類7日	○ 書類7日	○ 書類7日	○ 書類7日	○ 書類7日	○ 書類7日	○ 書類7日	存在しない型式ノークレーム 乗用車の定員未記入ノークレーム バン等の定員前席1列のみ2~3名の 場合、記載必要 未記入の場合クレーム対象
	車検年月 違い 検付⇒抹消	○ 書類7日	○ 書類7日	○ 書類7日	○ 書類7日	○ 書類7日	○ 書類7日	○ 書類7日	検査付が抹消された場合 キャンセル時ペナ2万円(低額車なし) 月違いは 普通車 1ヶ月5,000円 軽自動車 1ヶ月3,000円
	色違い	○ 当日	○ 当日	○ 当日	○ 当日	×	○ 当日	×	カラーNOを色の判断基準とする カラーNOが正しく記入されている場合は ノークレームです
	ミッション違い	○ AA6日	○ AA6日	○ AA6日	○ AA6日	○ AA6日	○ AA6日	×	シフト位置(フロアコラム)のご記入については存在しないものはノークレームとします コラム・ダッシュの違いもノークレームとします
	燃料違い	○ AA6日	○ AA6日	○ AA6日	○ AA6日	○ AA6日	○ AA6日	×	キャンセルor値引き
	純正装備申告違い	○ AA6日	○ AA6日	○ AA6日	○ AA6日	○ AA6日	○ AA6日	×	革シートとはメーカーが革シートとして販売しているもの オーディオ ナビ類は販売店オプション含む AW・オーディオ及び容易に取外せる部品についての受付はAA当日会場内のみとします キャンセルor値引き
	WAC ⇒ AC AAC ⇒ AC	○ AA6日	○ AA6日	○ AA6日	○ AA6日	×	○ AA6日	×	
	セールスポイントの 不良	○ AA6日	○ AA6日	○ AA6日	○ AA6日	○ AA6日	○ AA6日	×	リモコン等の後日送りで確認出来ないものは書類7日となります
	登録遅れ	○ 書類7日	○ 書類7日	×	○ 書類7日	×	×	○ 書類7日	6ヶ月以上経過車輛が対象となります
検査証記載距離の 実走行違い	○ 書類1ヶ月	○ 書類1ヶ月	○ 書類1ヶ月	○ 書類1ヶ月	○ 書類1ヶ月	○ 書類1ヶ月	○ 書類1ヶ月	2週間以内訂正出来る場合はノークレーム 2週間以内に訂正出来ない場合はキャンセル時 ペナ5万円 KCA A京都在認める全経費	
リモコン・ナビSD 等 の付属品が無い場合	○ 書類7日	○ 書類7日	○ 書類7日	○ 書類7日	○ 書類7日	○ 書類7日	○ 書類7日	セールスポイント記入の場合 部品供給又は新品部品代額値引き	

■ クレーム申し立て期間・裁定基準・ペナルティー裁定基準

○ 受付可 × 対象外	当日 書類 7日 AA 6日	AA 当日会場内 (AA 終了後 1 時間以内) 書類発送日を含め 7 日 17 時迄 AA 当日を含め 6 日 17 時迄
----------------	----------------------	--

	評価点付	修復歴車	輸入車	多走行 低年式	低額車	走行 不明車	商談落札	裁定基準	
内装	標準装備品欠品	○ 当日	×	×	×	×	×	部品定価額 2 万円以下は免費です	
	ジャッキスペア タイヤ欠品	×	×	×	×	×	×	ノークレーム	
	内装焦げ破れキズ 変形ペイント異臭	×	×	×	×	×	×	ノークレーム	
	シート違い 社外品	○ 当日	×	×	×	×	×	キャンセルor値引き	
	シートカバー装着 でシート破損	×	×	×	×	×	×	ノークレーム	
	オドメーター キズ	○ 当日	○ 当日	○ 当日	○ 当日	○ 当日	×	×	オドメーターは非分解でありキズの発生は 考えられません
	オドメーター 不良	○ AA 6日	○ AA 6日	○ AA 6日	○ AA 6日	※ 当日	×	○ AA 6日	※低額車輛はキャンセルのみ受付
	メーターケーブル の外れ	○ 当日	○ 当日	○ 当日	○ 当日	○ 当日	×	○ 当日	
電装	ナビ・TV・マル チ不良	○ AA 6日	×	×	×	×	×	×	登録 5 年以内の車輛のみ受付 令和 3 年現在 平成 2 8 年以降の車輛のみ
	オーディオ PW Pシート SR ミラー格納不良 等の一般電装部品	○ AA 6日	×	×	×	×	×	×	登録 3 年以内の車輛のみ受付 令和 3 年現在 平成 3 1 年以降の車輛のみ
	エアバック 不良	○ AA 6日	×	×	×	×	×	×	登録 5 年以内の車輛のみ受付 令和 3 年現在 平成 2 9 年以降の車輛のみ 修復歴車輛でも記述は削除しません 開き跡を加工しその旨の記載が無い場合はクレ ーム対象
	エアバック 有無	○ AA 6日	○ AA 6日	×	×	×	×	×	※AA 終了後 1 時間以内
	エアバック開き跡	○ ※	×	×	×	×	×	×	
	セルモーター ダイナモ不良	○ 当日	×	×	×	×	×	×	登録 5 年以内の車輛のみ受付 令和 3 年現在 平成 2 9 年以降の車輛のみ
外装	メーター 類不良	○ 当日	×	×	×	×	×	×	登録 5 年以内の車輛のみ受付 令和 3 年現在 平成 2 9 年以降の車輛のみ 但し、メーターの機能不良のみの受付 メーター・針等の照明不良はノークレーム
	標準装備品欠品	○ 当日	×	×	×	×	×	×	部品定価額 2 万円以下は免費です
	外装キズ 凹 ペイント 補修	×	×	×	×	×	×	×	ノークレーム
	評価点 1. 5 点以 上の差異	○ 当日	×	○ 当日	×	×	×	×	再検査による外装評価で評価点が 1. 5 点以上さ がる場合
	ビス止め外板交換	○ AA 6日	×	○ AA 6日	×	×	×	×	登録 1 年以内且評価点 5 点以上の車輛のみ
	全塗装	○ AA 6日	×	×	×	×	×	×	登録 3 年以内且評価点 4. 5 点以上の車輛のみ
	色替え	○ AA 6日	×	×	×	×	×	×	後塗りツートン、ツートン⇒単色も色替車輛とし ます
	腰下ペイント	○ AA 6日	×	×	×	×	×	×	プロテクター・バンパーのみのペイントは腰下ペ イントと記入鉄板にペイントがかかっている場 合は色替車輛として扱う 4. 5 点以上で未申告 の場合クレーム扱い
	F ガラス割れキズ	○ 当日	×	○ 当日	×	×	×	×	車検に支障がない軽微なキズはノークレーム
	スタッドレスタイ ヤ スノータイヤ	×	×	×	×	×	×	×	ノークレーム
	タイヤ規格外	○ 当日	×	×	×	×	×	×	社外アルミ等の記載のあるものはノークレーム
	雨漏り	×	×	×	×	×	×	×	ノークレーム
	車高上がり、下が り	○ 当日	×	×	×	×	×	×	車検非対応車輛のみ受付
	ショックへたり	×	×	×	×	×	×	×	ノークレーム
アクティブサス エアサス 不良	○ AA 6日	×	×	×	×	×	×	登録 5 年以内の車輛のみ受付 令和 3 年現在 平成 2 9 年以降の車両のみ	

■ クレーム申し立て期間・裁定基準・ペナルティー裁定基準

○ ×	受付可 対象外	当日 書類 7日 AA 6日	AA 当日会場内 (AA 終了後 1 時間以内) 書類発送日を含め 7日 17 時迄 AA 当日を含め 6日 17 時迄
--------	------------	----------------------	--

		評価点付	修復歴車	輸入車	多走行 低年式	低額車	走行不 明車	商談落札	裁定基準
外装	マフラー 破れ、漏れ	×	×	×	×	×	×	×	ノークレーム
	マフラー欠品	○ 当日	×	×	×	×	×	×	キャンセルor値引き
	触媒欠品	○	○	○	○	○	○	○	
	社外マフラー	×	×	×	×	×	×	×	ノークレーム
	サビ、腐食	○ AA 6日	×	×	×	×	×	×	安全保安基準に問題が生じるものを対象としますが、トラックの荷台等はクレームの対象外です
	コーションプレート 欠品	○ 当日	○ 当日	○ 当日	○ 当日	○ 当日	○ 当日	○ 当日	キャンセルor値引き
修復歴	修復歴車輛	○ AA 6日	×	○ AA 6日	○ AA 6日	×	○ AA 6日	○ AA 6日	1 事故⇒ 2 事故は、対象外
	溶接パネルの交換	○ AA 6日	×	○ AA 6日	×	×	×	×	キャンセルor値引き
	修復歴にならない 評価点の差異	○ AA 6日	×	○ AA 6日	×	×	×	×	K C A A 京都の再検査、判定により評価点が 1. 5 点下がる場合
機関・機構	P S 不良	○ AA 6日	×	×	×	×	×	×	ディーラー見積後の対応となります
	I7コ 不良	○ AA 6日	×	×	×	×	×	×	ディーラー見積後の対応となります
	クラッチ 不良・滑り 強化クラッチ	○ 当日	×	×	×	×	×	×	キャンセルor値引き
	ドライブシャフト 不良	○ AA 6日	×	×	×	×	×	×	ブーツ破れは対象外
	ミッション 不良	○ AA 6日	○ AA 6日	○ AA 6日	×	×	×	○ AA 6日	ディーラー見積後の対応となります
	スーパーチャージャー不良 ターボ不良	○ AA 6日	○ AA 6日	○ AA 6日	×	×	×	○ AA 6日	ディーラー見積後の対応となります
	噴射ポンプ 不良	○ AA 6日	×	×	×	×	×	○ AA 6日	ディーラー見積後の対応となります
	デフ不良 (ギヤ欠け)	○ AA 6日	○ AA 6日	○ AA 6日	×	×	×	○ AA 6日	ディーラー見積後の対応となります
	A B S 不良	○ AA 6日	×	×	×	×	×	×	ディーラー見積後の対応となります
A T	ショック タイムラグ	○ AA 6日	○ AA 6日	×	×	×	×	×	ディーラー見積後の対応となります 但し不具合が明確な場合は K C A A 京都で確認後対応します 修復歴車輛について
	滑り	○ AA 6日	○ AA 6日	○ AA 6日	×	×	×	○ AA 6日	修復歴内容が歪みのものは通常に受け付けます B P ・ x ・ x ・ 足回りズレ等駆動系にダメージがかかるようなものは走行不能・変速しないもののみ受け付けます
	異音	○ AA 6日	○ AA 6日	○ AA 6日	×	×	×	○ AA 6日	その他の不具合はノークレーム 改造車輛について ・ 改造はノークレーム
	変速不良	○ AA 6日	○ AA 6日	○ AA 6日	○ AA 6日	○ 当日	○ 当日	○ AA 6日	但し、E G 駆動系 足回り等以外の改造については受け付けます (例、S R オーバーフェンダー等) 輸入車輛について ・ 左表は落札車輛がディーラー車の場合のみ適応されます 並行輸入車輛のクレームは
	走行不能	○ AA 6日	○ AA 6日	○ AA 6日	○ AA 6日	○ 当日	○ 当日	○ AA 6日	・ 「走行不能」に限り AA 当日会場内のみクレームを受け付けます

■ クレーム申し立て期間・裁定基準・ペナルティー裁定基準

○ ×	受付可 対象外	当日 書類 7日 AA 6日	AA 当日会場内 (AA 終了後 1 時間以内) 書類発送日を含め 7日 17 時迄 AA 当日を含め 6日 17 時迄
--------	------------	----------------------	--

		評価点付	修復歴車	輸入車	多走行 低年式	低額車	走行 不明車	商談落札	裁定基準
エンジン	上部からの異音 ヘッド回りカムタ ペ音	○ AA 6日	○ AA 6日	○ AA 6日	×	×	×	×	ディーラー見積後の対応となります 但し不具合が明確な場合はK C A A 京都 確認後対応します 修復歴車輛について 修復箇所が歪みのものは通常に受付します B P ・ × × ・ 足回りズレ等駆動系に ダメージがかかるようなものは エンジン不良・メタル音のみ受付します その他の不具合はノークレーム 改造車輛について 改造はノークレーム 但し、エンジン 駆動系 足回り等以外の改造について受付けます (例 S R オーバーフェンダー等) 輸入車輛について 左表は落札車輛がディーラー車の場合のみ 適応されます 並行輸入車輛のクレームは 「エンジン不良」に限り AA 当日会場内のみ の受付とします エンジン不調について エンジン本体に加えインジェクションの不具 合も 含みます エンジン不良について エンジン本体の破損・ロック・メタル音等 セールスに如何なる理由があっても エンジンに関する記載がある場合 年式・走行距離・金額等に関わらずクレーム を受けます 搬出前・搬出後に関わらずクレームを受け けます
	下部からの異音 クランク回り	○ AA 6日	○ AA 6日	○ AA 6日	○ AA 6日	○ AA 6日	○ AA 6日	○ AA 6日	
	オーバーヒート	○ AA 6日	○ AA 6日	○ AA 6日	×	×	×	○ AA 6日	
	白煙	○ AA 6日	○ AA 6日	×	×	×	×	×	
	不調	○ AA 6日	○ AA 6日	○ AA 6日	×	×	×	×	
	オイル 漏れ	×	×	×	×	×	×	×	
	ハイブリッドカー のモーターおよび バッテリー	○ AA 6日	○ AA 6日	○ AA 6日	×	×	×	×	
受付期間延長	走行距離異常	AA 開催日より 6 ヶ月					AA 開 催日よ り 1 ヶ月	AA 開催日 より 6 ヶ月	保証書・記録簿・他 AA の出品歴等で 走行距離の異常を明示できるもの キャンセル時ペナルティー 5 万円 K C A A 京都が認める全経費 積算計 10 万 Km の表示の無い車輛について (通称 1 回転) キャンセル時ペナルティー 5 万円 K C A A 京都が認める全経費 * 走行距離異常のクレームについては P 21 記載
	盗難車輛	無 期 限							盗難車輛とは、盗難事件の処理が未解決のもの を指し処理が完了している盗難歴車輛はノーク レーム 指紋採取跡はクレーム対象外 キャンセル時ペナルティー 10 万円 K C A A 京都が認める全経費
	抵当権設定車輛 差押車輛	無 期 限							キャンセルを原則とする キャンセル時ペナルティー 10 万円 K C A A 京都が認める全経費
	接合車輛	AA 開催日より 6 ヶ月							車体の 3 分の 1 程度かそれ以上の骨格部分を含 め中古部品により交換されたものを接合車輛と する キャンセル時ペナルティー 10 万円 K C A A 京都が認める全経費

■ クレーム申し立て期間・裁定基準・ペナルティー裁定基準

○	受付可	当日	AA 当日会場内 (AA 終了後 1 時間以内)
×	対象外	書類 7 日 AA 6 日	書類発送日を含め 7 日 17 時迄 AA 当日を含め 6 日 17 時迄

	評価点付	修復歴車	輸入車	多走行 低年式	低額車	走行 不明車	商談落札	裁定基準
受付 期間 延長	冠水歴車輛			AA 開催日より 3 ヶ月				海水・泥水・真水に関わらず車内に水が入り通常の使用では起こらないサビ・腐食・泥水跡があり商品価値が著しく下がる車輛を冠水歴車輛とする キャンセル時ペナルティー 5 万円 K C A A 京都が認める全経費
				現状車輛が冠水歴車輛であった場合 AA 開催日の翌週木曜日 17 時まで				キャンセルペナルティー 5 万円 + K C A A 京都が認める全経費
	消火器散布歴車輛			AA 開催日より 1 ヶ月				車内に消火剤の散布跡またはそれによるサビがみられるものを消火器散布歴車輛とする ルームクリーニング等で消火剤散布跡が見当たらなくても損害保険会社等で消火剤の確認が出来る場合もクレームの対象とする キャンセル時ペナルティーなし K C A A 京都が認める全経費 (低額車輛は陸送費用のみ)
	ミッション乗せ替え規格外エンジンの乗せ替え			AA 開催日より 1 ヶ月				A T ⇄ M T ミッション乗せ替え 規格外エンジンへの乗せ替え 各メーカーの相談窓口で確認し対応する キャンセル時ペナルティーなし K C A A 京都が認める全経費 加修費用は認められるが転売後の経費は含まない (低額車輛は陸送費用のみ)

■ メーター交換車輛クレーム申し立て期間・裁定基準・ペナルティー裁定基準

クレーム内容	クレーム受付期間	ペナルティー金額	クレーム対応 裁定 基準
メーター交換で距離が変わる車輛	AA 開催日より 6 ヶ月	50,000 円	保証書 記録簿 他 AA 歴等で異常が明示可能なものキャンセル or 値引き
純正メーター交換で距離が変わらない車輛 セットアップ交換車輛	AA 開催日より 1 ヶ月	なし	保証書 記録簿 他 AA 歴等で異常が明示可能なもの キャンセル or 値引き
規格外メーターに交換されていて走行距離が変わる車輛 メーカー (ディーラー) での規格が変更 前期型車に後期型車を又は A T 車に M T 車を取付け	AA 開催日より 1 ヶ月	30,000 円	キャンセル or 値引き
規格外メーターに交換されていて走行距離が変わらない メーカー (ディーラー) での規格が変更 前期型車に後期型車を又は A T 車に M T 車用を取付け	AA 開催日より 1 ヶ月	なし	キャンセル or 値引き
社外メーターが取り付けられていて 走行距離が変わる車輛	AA 開催日より 1 ヶ月	30,000 円	キャンセル or 値引き
社外メーターが取り付けられていて 走行距離が変わらない車輛	AA 開催日より 1 ヶ月	なし	キャンセル or 値引き
走行不明 (#) の相違 走行不明の認識が違い改ざんの場合	AA 開催日より 1 ヶ月	なし	保証書 記録簿 他 AA 歴等で異常が明示可能なもの キャンセル or 値引き
メーター交換申告の相違 メーター交換の申告はあるが交換記録ない 又は記録として認められない	AA 開催日より 1 ヶ月	50,000 円	キャンセル or 値引き

* 記録簿は、指定・認証整備工場が発行するものに限る

* 保証書は、メーター交換の実施内容 (交換日月、交換時の距離) が明確に記載されているものに限る

■ 特別なクレーム裁定基準・ペナルティー裁定基準

クレーム内容	ペナルティー金額
放置車輛等による公的機関及び土地所有者等よりの旧所有者への通知 K C A A 京都を介さずに出品店並びに落札店への直接の問い合わせ その他、出品店並びに落札店より直接問合せ（ユーザーへの問合せ含む）のクレームが発生し、K C A A 京都が相当と判断したもの	50,000円
A A 成約車の名義変更前による交通違反（事故、迷惑駐車含む）等が発覚した場合、迷惑料とし落札店が出品店に支払う	30,000円＋K C A A 京都が認める実費

■ [0円売切りコーナー・0-10コーナー・ディーラー売切りコーナー・指定売切りコーナー 専用]

- ・ 原則ノークレーム
- ・ 下記項目のみ受付致します
- ・ 成約金額150,000円以上は一般車対応となります

■ クレーム申し立て期間・裁定基準・ペナルティー裁定基準

○ ×	受付可 対象外	当日 書類7日 AA6日	AA当日会場内(AA終了後1時間以内) 書類発送日を含め7日17時迄 AA当日を含め6日17時迄
--------	------------	--------------------	--

	輸入車	多走行・低年式	低額車	走行不明車	裁定基準
盗難車輛		無	期	限	キャンセル時ペナルティー10万円 KCAA京都が認める全経費
接合車輛 走行距離異常		AA開催日より6ヶ月			キャンセル時ペナルティー5万円 KCAA京都が認める全経費 オドメーター1周車輛については キャンセルペナルティー 5万円 KCAA京都が認める全経費
冠水歴車輛 抵当権設定車輛 差押車輛		AA開催日より3ヶ月			キャンセルペナルティー 5万円 KCAA京都が認める全経費
消火器散布歴車輛 規格外ミッション 規格外エンジン 及び乗せ替え車輛		AA開催日より1ヶ月			ノーペナルティーキャンセル KCAA京都が認める全経費 低価格車輛は陸送費用のみ

エンジン	○ 当日	不良のみ受付 エンジン本体の破損・ロック・メタル音
A T	○ 当日	不良のみ受付 変速しない・走行不能
年式	○ 書類7日	輸入車輛は国内での初度登録年を年式とする キャンセルの場合 ノーペナルティー+陸送費用のみ
車名	○ 当日	キャンセルの場合ノーペナルティー
ドア数・形状	○ 当日	キャンセルの場合ノーペナルティー
グレード	○ 書類7日	新車販売価格 誤記入グレード>実グレード キャンセルの場合 ノーペナルティー+陸送費用のみ 新車販売価格 誤記入グレード<実グレード ノークレーム 存在しないグレードはノークレーム
4WD⇔2WD の違い	○ AA6日	キャンセルの場合ノーペナルティー+陸送費用のみ
車歴車検の有無	○ 書類7日	キャンセルの場合ノーペナルティー+陸送費用のみ
型式 定員 排気量 No x ディーラー車輛	○ 書類7日	存在しない型式はノークレーム バン等の定員：前列1列のみ(定員2~3名)の 場合記載が必要 未記入箇所はクレームの対象外となります キャンセルの場合 ノーペナルティー+陸送費用のみ
ミッション違い	○ AA6日	シフト位置(フロア・コラム等)のご記入において 存在しないものはノークレーム キャンセルの場合 ノーペナルティー+陸送費用のみ コラム・ダッシュの違いもノークレーム
燃料違い	○ AA6日	キャンセルの場合ノーペナルティー+陸送費用のみ
検査証記載距離と 実走行違い	○ 書類1ヶ月	2週間以内に検査証が訂正可能な場合ノークレーム 2週間以内に訂正不可能な場合はキャンセル時ペナル ティー5万円+陸送費用

